

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から51年2月まで
② 昭和51年5月から52年2月まで

申立期間の保険料について、還付のを行ったこと及び還付金を受け取ったという記憶が無い。

また、当時はA県B部C事業所に臨時職員として勤務していたが、退職後は国民年金に加入し、未納期間が無いように心掛けていたので、厚生年金保険加入期間直後の昭和51年2月が未納期間とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料については、特殊台帳（マイクロフィルム）及びC町の被保険者名簿により、納付されていたこと、及び昭和55年に還付が行われていることが確認できる。

しかし、申立期間①については、本来、昭和50年4月から51年1月までの厚生年金保険被保険者期間に係る国民年金保険料が還付されるべきところ、強制加入の国民年金被保険者に該当する51年2月についても被保険者資格を取り消した上で、50年5月から51年2月までの還付手続が併せて行われていることが確認できるが、51年2月分の保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和50年5月から51年1月までの期間及び同年5月から52年2月までの期間は、厚生年金保険加入期間であり、重複納付期間として国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、当該期間の国民年金保険料が還付されることに不自然さはみられない。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、上述のとおり還付処理されたことが還付金額や日付などと共に明確に記載されており、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年5月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母親がすべて行っていたが、当時、実家には経済的な余裕もあり国民年金に未加入ということはありませんので、私の保険料の未納は考えられない。

また、私の姉妹二人についても、20歳から国民年金に加入し、保険料を納付しており未納期間はない上、母親も、私だけが未加入で未納期間があることは絶対に無いと言っているもので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から60歳到達時までの国民年金加入期間について、その保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、同加入期間の保険料がすべて納付済みであることから、申立人及び申立人の母親の納付意識は高かったものと認められる。

また、i) オンライン記録では、申立期間は未加入期間となっているが、当該期間は強制加入期間であり、特殊台帳(マイクロフィルム)には資格取得日が昭和43年11月29日から45年4月1日に訂正された記録があるほか、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日は空欄となっていること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、44年8月ごろに加入手続が行われたと推測されるが、当時、申立人は厚生年金保険に加入しており、資格取得日が45年4月1日とされていることは不自然であることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号から、申立人の姉と一緒に行われていることが確認でき、i) 申立人の姉は、昭和44年

4月から同年9月までの保険料を同年9月30日に納付し、42年9月から44年3月までの保険料を44年9月9日に過年度納付していること、ii) 申立人の納付記録がある45年6月以降は、申立人の姉と同一日に納付していることから、申立人の母親は、その姉と同様に申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び同年12月から6年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成5年12月から6年4月まで

私は、20歳になった平成3年*月に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。7年3月にA市の大学を卒業して同年4月にB県C事業所にD職として赴任した際、事務職員から国民年金保険料の未納期間に係る納付の指導を受けたことから、E社会保険事務所（当時）に相談の上、その時点で納付することが可能だった未納保険料の過年度納付書を発行してもらい、数か月分ずつ納付して8年11月ごろに完納したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料の納付について「E社会保険事務所で、当時納付することが可能だった未納期間に係る過年度納付書を発行してもらい、平成8年11月ごろに、未納保険料の納付を完了していた。」と供述しているところ、オンライン記録においても、平成8年10月25日に最後の納付が行われていることが確認でき、申立人の供述とほぼ一致している。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したとするF信用組合G支店（現在は、H信用組合G支店）は、申立人が当時居住していたG町が指定する国庫金取扱金融機関であったことが確認できる上、申立人は、両申立期間に係る保険料額について「月額1万円台であった。」と述べており、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の供述内容には^{しんぴようせい}信憑性が認められる。

さらに、申立人が国民年金保険料の未納期間に係る納付指導を受けたとする、当時のC事業所の事務職員の証言からも、申立人が前後の期間の保険料を納付しながら申立期間の6か月間のみ納付しなかったものとは考え難い。

加えて、この当時は通常、光学文字読取装置（OCR）により保険料納付が記録されるが、申立期間の前後における保険料収納記録は、職員の手入力により納付記録が処理されており、不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、母親に勧められ、昭和57年1月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、同区役所職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受けたので、その保険料額を計算してもらい、帰宅後、母親と相談した上、私の20歳までさかのぼった保険料相当額を社会保険事務所（当時）で納付したことを記憶している。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の前後の任意加入被保険者から、昭和57年1月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時にその国民年金被保険者資格がさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立人は、i) A市B区役所の職員から、過年度納付ができることの説明を受けたこと、ii) 説明を受けた後、その場で過年度保険料額を計算してもらったこと、iii) その保険料額について、帰宅後、申立人の母親と相談した上、社会保険事務所で納付したことなどを明確に記憶している。

さらに、申立人に将来のため、国民年金の加入を勧めたとするその母親は、昭和36年4月から国民年金に加入しており、60歳に到達するまでの国民年金加入期間において、保険料の未納期間は無い上、申立人に対し、20歳までさ

かのぼって保険料を納付するよう勧めたことを供述している。

加えて、申立人が申立期間当時、普通預金口座を設けていた金融機関の入出金記録には、申立期間の国民年金保険料を納付するのに十分な出金記録が認められることから、申立人が国民年金加入手続後、申立期間の過年度保険料を納付したものと考えることは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和32年5月1日、資格喪失日は33年8月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年5月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から33年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から40年5月1日まで
② 昭和41年2月1日から同年3月まで

昭和31年4月から41年3月までA社にC職として勤務したが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と生年月日が同一で、氏名が酷似し、昭和32年5月1日資格取得、33年8月1日資格喪失との記載がある者の記録がある上、当該被保険者名簿と氏名、生年月日が一致するオンライン記録がある。

これらの記録は基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっているが、申立人が名前を挙げた当時の複数の上司及び同僚は、「申立人はC職として一緒に勤務していた。」としており、複数の上司（支部長）が記憶する申立人の住所地及び家庭状況は申立人の申立内容と符合する上、前述の被保険者名簿によると、当該上司は当該事業所において厚生年金保険の加入記録を確認できることを踏まえると、上記の未統合記録は申立人のものであると判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支店において、

厚生年金保険被保険者資格を昭和 32 年 5 月 1 日に取得し、33 年 8 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る前述の被保険者名簿の記録から、昭和 32 年 5 月から同年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から 33 年 7 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち昭和 31 年 4 月から 32 年 5 月 1 日までの期間及び 33 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの期間並びに申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は当該期間中に A 社 B 支店（昭和 35 年 7 月 11 日からは、D 社 E 支店に一括取扱い）において C 職として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社 E 支店は昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所を継承する F 社においても、当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について関連資料等を得ることができない。

また、前述の上司は「当時、C 職は、業務成績により、数か月単位で職員になる者と嘱託になる者との区分され、一定基準以上の業務成績を上げた者は職員となり厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除される取扱いであり、業務成績が基準に満たない者は嘱託者となり厚生年金保険の適用はなく、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、昭和 38 年から 4 年間 C 職として当該事業所に勤務したとする同職種の同僚は、前述の被保険者名簿によると、38 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 8 月 1 日に資格を喪失しており、勤務期間の一部について厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚からは厚生年金保険に加入していない期間について保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は当該期間のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月 1 日までの期間及び 41 年 2 月 1 日から同年 3 月までの期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、19年8月1日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、18年6月30日、同年9月8日及び同年12月21日の標準賞与額（それぞれ32万8,000円、3万円及び42万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されていることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、18年6月30日は32万8,000円、同年9月8日は3万円、同年12月21日は42万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成18年9月8日
③ 平成18年12月21日

平成10年4月1日から19年7月31日までA社に勤務し、18年3月21日から19年1月22日まで育児休業を取得した。

平成21年に当該事業所から「育児休業期間中の賞与支払届が社会保険事務所（当時）に未提出であった。」旨の報告を受け、同年7月23日付けで改めて当該届を提出してもらったので、申立期間の賞与について給付されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分の賃金台帳の写し、及び給与支払報告書の写しにより、申立人は、18年6月30日、同年9月8日及び同年12月21日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったこ

とが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成21年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳、給与支払報告書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、18年6月30日は32万8,000円、同年9月8日は3万円、同年12月21日は42万1,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月21日から同年9月1日まで

B社からA社に社名が変更した昭和61年6月21日から同年9月1日までの申立期間はA社に継続勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与明細書及び当時の取締役の供述から、申立人がA社に昭和61年6月21日から勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時、当該事業所は法人事業所である上、厚生年金保険被保険者原票によると、B社が適用事業所に該当しなくなった昭和61年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者9人全員が同年9月1日に当該事業所において被保険者資格を取得していること、当該9人のうち4人が「申立期間中は自分も継続して勤務していた。」と回答していることを踏まえると、当該事業所は61年6月21日において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たして

いたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は廃棄されているため不明であるとしているが、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしておりながら、社会保険事務所にその届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和37年7月25日）及び資格取得日（昭和37年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和37年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和38年5月15日から同年11月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を38年5月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月25日から同年12月1日まで
② 昭和38年3月27日から同年11月5日まで

申立期間①は、昭和36年4月から38年3月までA社C営業所に継続して勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には試験を受けて正社員として入社し、申立期間前後で仕事の内容や勤務形態にも変化は無かった。

申立期間②は、A社C営業所を退職した翌日の昭和38年3月27日から42年5月までB社にE職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に入社後、会社から学校に通い、申立期間②中の38年5月15日にF免許を取得し、翌日からE職として勤務した。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等は無

いが、両申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、当該事業所の事業所別被保険者名簿では、A社において昭和36年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年7月25日に資格を喪失後、同年12月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、同年7月から同年11月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚7人のうち、個人が特定でき、生存及び所在が確認された者3人は、いずれも、「申立人は、A社C営業所において、D職の正社員として継続して勤務しており、途中で退職することは無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間①において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、当該同僚3人は、いずれも、申立期間①において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①前後に当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認でき、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、回答があった5人のうち二人は、いずれも「厚生年金保険の加入記録が空白となっている期間は、一時退職していた期間であり、A社には勤務していない。」と供述しており、他の3人からも、同保険の加入記録が確認できない期間において同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年6月及び同年12月の社会保険事務所（当時）の記録により、同年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事

務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が事業所別被保険者名簿どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が、「B社に入社後、同社から学校に通い、F免許を取得してからE職として勤務した。」と供述しているところ、申立人が同僚として挙げた者のうち一人、及び事業所別被保険者名簿により、申立期間においてB社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち一人が、いずれも、「自分は、入社後、学校に通ってF免許を取得したが、免許取得費用は会社が出してくれた。」との申立人の供述を裏付ける供述を行っているほか、このうち一人は、「入社時に、『免許取得費用を会社で負担するのだから、入社後1年から2年は退職しないように。』と言われた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間②のうち少なくともF免許を取得した昭和38年5月15日以前から同年11月5日までの期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、前述の申立人の同僚及び被保険者は、いずれも、自身が記憶する入社時期から数か月後の、F免許を取得した時点の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、両人は、いずれも「入社してからF免許を取得してE職として勤務し始める前は、他の業務（G業務等）に従事していた。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、E職として採用したF免許を取得していない者について、同免許を取得させ、E職として勤務し始めた前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和38年5月15日から同年11月5日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和38年3月27日から同年5月15日までの期間については、上述のとおり、当該事業所に入社後、F免許を取得したことが確認できる申立人の同僚及び厚生年金保険被保険者は、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、いずれも、自身が記憶する入社時期から同免許を取得する前後までの期間において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、両人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかったことを踏まえると、当該期間の保険料が給与から控除されていたものとは認め

られない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和49年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が38年11月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年10月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和20年6月16日、資格喪失日は21年8月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から同年9月までは80円、同年10月から21年7月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月16日から21年8月20日まで

昭和20年6月16日にA社C支店から同社B工場に転勤し、21年8月20日に同社D工場に転勤するまで同社B工場に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社C支店から同社B工場へは、同社と一緒に入社した高校の同級生と共に転勤しており、自分が同社D工場に転勤した後も、同人は同社B工場に引き続き勤務していた。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店から同社B工場に異動した経緯及びB工場から同社D工場に異動した経緯に係る供述が具体的であること、及びA社C支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同日の昭和20年6月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者が、「自分はA社C支店から昭和20年6月に同社の関連会社に異動したが、その時、申立人と申立人の同級生が同社B工場に異動になったことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社C支店の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人が同社同支店から当該事業所に一緒に異動し、自身が同社D工場に異動した後も当該事業所に勤務していたとする者は、昭和20年6月16日に同社C

支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に当該事業所で同資格を取得した後、21年9月28日まで当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるほか、申立人が当該事業所に異動した際に当該事業所で現地採用されたとする者二人は、いずれも、20年6月16日に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得し、申立期間において継続して同保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社B工場の被保険者名簿については、昭和25年6月30日に書き換えられたものが現存するのみであり、当初作成されたものは存在しないが、「昭和20年11月E県庁火災による書類焼失について」（E社会保険事務局（当時）作成）によれば、20年11月に発生したE県庁の火災により多くの被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳、20年6月から同年10月までの資格取得届出書等が消失したとされることから、当該書換え後の被保険者名簿においても、同年6月から同年10月までに被保険者資格を取得した者に係る記録が欠落していることを踏まえると、当該事業所に係る当初の被保険者名簿は、当該火災により焼失したものと考えるのが妥当である。また、当該書換え後の被保険者名簿においては、上述の申立人の同僚3人はいずれも記載されていないほか、健康保険の整理番号についても、29年7月7日以降の時点で初めて付番されたものであることが確認できるなど、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年6月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年8月20日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和20年5月の社会保険事務所（当時）の記録、申立人の同社D工場に係る21年8月の社会保険事務所の記録、及び申立人と同年齢の同僚の同社B工場に係る20年6月から21年7月までの社会保険事務所の記録により、20年6月から同年9月までは80円、同年10月から21年7月までは180円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

北海道厚生年金 事案 1676(事案 184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社（現在は、C社B支社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年1月1日）及び資格取得日（昭和37年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から同年2月1日まで
昭和35年6月から46年まで、継続してA社B支社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることはできないとの通知を第三者委員会から受けたが、当初の判断後、申立期間に係る同社の辞令が見つかったので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A社B支社において昭和35年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年1月1日に資格を喪失後、同年2月1日に同社B支社において再度資格を取得しており、同年1月1日から同年2月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間に係る申立てについては、同社B支社が保管している社会保険料徴収カードから、申立人は昭和37年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同資格を再取得していることが確認できる上、同社B支社では、申立期間当時、D業務担当職員には契約期間があり、業務成績によっては身分が変更となり、厚生年金保険に加入しない勤務形態があったとして、

既に当委員会の決定に基づく平成20年9月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、新たに申立人から提出された同社本社発令の辞令の写しから、申立人が申立期間に同社B支社E出張所長として継続して勤務し、申立期間の前後の期間において業務内容及び勤務形態に変更が無かったことが認められる。

また、当該辞令の写しから、申立人が申立期間直後の昭和37年4月に同社B支社E出張所長から同E支所長に昇格していることが確認できることから、申立人が申立期間において業務成績の不振により厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとは考え難い。

さらに、同社B支社が保管している申立人の申立期間に係る社会保険料徴収カードには、健康保険整理番号を誤って記載した形跡がある上、申立人の被保険者資格の再取得時（昭和37年2月1日）の標準報酬月額も未記入となっており、同カードの記載には不自然な点が認められることから、当該事業所が申立人の申立期間に係る事務処理を誤った可能性を否定できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る同社B支社における昭和36年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1406

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年9月ごろ、国民年金に加入し、昭和36年度の保険料は加入時に全額納付した。37年度及び38年度の保険料は集金に来た人に、各々1,200円ずつ全額納付した。39年度の保険料を前納した時に、集金に来た担当者が、前の領収書を確認した上、国民年金手帳の36年度から38年度までの印紙検認台紙の切取線に、割印を押して切り取っていったのを記憶しているので、申立期間の保険料は納付済みのはずである。申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を確認したところ、申立期間の印紙検認記録欄には納付したことを示す検認印が無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認め難い。

また、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和36年度から40年度までの5年間について、印紙検認記録と印紙検認台紙との間に割印が押された上で印紙検認台紙が切り取られているが、この割印は、市町村が旧国民年金法施行規則第73条の規定に基づき、納付の有無にかかわらず、切り離したことの証に押したものであり、申立人が主張するように保険料の納付があったことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことを示す周辺事情も見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住するA市では集金人による保険料徴収は行っていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1407（事案 1188 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

父親が弟（次男）の分と一緒に申立期間に係る私の国民年金保険料（月額100円）を納付してくれていたはずである。申立期間後の保険料については、昭和41年ごろ離職した父親から「今後は自分で納付するように。」と言われたので、自分自身で納付してきた。申立期間に係る保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父親が弟の分と一緒に自分の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立期間に申立人の弟の国民年金手帳記号番号が払い出しされたことは確認できるものの、申立人に他の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の父親は既に亡くなり、申立期間当時の具体的な状況は不明であり、その父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の納付方法等について述べているが、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年8月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、自分の将来のことを考えて、昭和42年9月ごろに私自身がA市役所の窓口で加入手続を行った際に、同市役所の窓口で納付書を作成してもらい、その場で一括納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和42年9月ごろA市役所に出向き国民年金加入手続を行った際に、同市役所の窓口で一括納付したと供述しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び周辺番号に係る被保険者資格取得年月日調査により44年4月ごろであることが確認できることから、42年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の供述とは一致しない。

また、上述のとおり昭和44年4月ごろに加入手続が行われた際、申立期間直後の42年9月を資格取得月とされ、42年9月から43年3月までの保険料が44年5月8日に、43年4月から同年9月までの保険料が44年7月1日に、及び43年10月から44年3月までの保険料が同年8月4日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる上、特殊台帳(マイクロフィルム)の申立期間に係る納付記録欄には「不要」の印が押されていることなどから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対し、申立期間に係る過年度保険料の納付書が送付されたものとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

受けられない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1409

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月

私は、会社を退職した直後の平成6年5月に、A市B区役所又はC社会保険事務所（当時）で、私の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者の種別変更手続を同時に行い、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付していたはずである。申立期間について、妻の保険料は納付済みであるのに、自分の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「会社を退職した直後の平成6年5月に、自分の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者の種別変更手続を同時に行い、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付していたはずである。」と主張しているが、申立期間について、申立人が夫婦一緒に納付したとするその妻の国民年金保険料は納付済みであるものの、オンライン記録から、i) 申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失（平成6年5月17日付け）に伴う、申立人の妻の国民年金第1号被保険者への種別変更について、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得（平成6年6月1日付け）した日以降の平成6年9月14日に処理されていることが確認できること、ii) 申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料について、6年8月に納付されていることが確認できることから、そのころに申立人の妻に係る国民年金第1号被保険者への種別変更の手続及び保険料納付が行われたものと推認でき、同年5月にその妻に係る国民年金の手続を自分の分と併せて行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間は国民年金の未加入期間である上、i) オンライン記録から、申立人に係る初めての国民年金被保険者の資格取得日は平成15年1月1日であることが確認できること、ii) 申立人が所持する領収書などから、15年1

月及び同年2月の保険料を同年1月14日に納付していることが確認できることから、申立人は、そのころに国民年金の加入手続を行ったことが認められ、その時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月、同年9月、61年2月から同年5月までの期間及び平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月
② 昭和60年9月
③ 昭和61年2月から同年5月まで
④ 平成2年8月

国民年金については、親から保険料を納めなければならないと言われていたこともあり、会社を辞めて次の仕事が見つかるまで、昭和60年1月にはA市B区役所、同年9月及び61年2月にはC市D区役所、及び平成2年8月にはC市E区役所で国民健康保険と一緒にそれぞれ私自身が加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、1か月1万5,000円ぐらいであったと記憶しており、会社を辞める都度、各区役所の窓口で私自身が納付書に現金を添えて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、その周辺被保険者の状況調査により、平成7年5月ごろと推認でき、申立期間については、その時に、厚生年金保険との統合処理が行われた結果生じた未納期間であり、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間における国民年金及び国民健康保険への加入手続並びに保険料の納付について、「会社を辞めて次の仕事が見つかるまで、申立

期間当時居住していた各区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続きを一緒に行い、国民年金保険料を各区役所の窓口で私自身が納付書に現金を添えて納付した。」と供述しているが、申立人が現在所持している年金手帳の住所欄には、平成2年3月以降の住所地（平成15年4月までC市E区F地区に居住）が記載されており、申立人は、ほかに年金手帳を持っていた記憶が明確でないと供述している上、申立人は、すべての申立期間の国民年金保険料月額について1万5,000円ぐらいと供述しているが、本来納付すべき保険料月額と2倍前後の相違があることなど、供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から59年3月まで
私が昭和56年12月に離婚し、子供二人を連れてA市の親元に転居した後、私の母親が将来のために、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和56年12月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していない上、その母親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録により、昭和59年10月に払い出されたことが確認できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、56年12月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人には、さかのぼって保険料を納付した記憶も無い。

加えて、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から61年3月まで

私は、20歳に到達した昭和53年*月にA市B区役所で、国民年金の加入手続を行い、それ以降保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿から昭和61年4月2日に払い出されたものであることが確認でき、その時期に国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人が20歳に到達した53年*月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できることから、53年*月に加入手続を行ったとする申立人の供述と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に係る記憶が明確でない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推定される昭和61年4月の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1413

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

私は、昭和49年5月*日にA市B区役所で婚姻届を提出した際に、その窓口の職員から国民年金の加入状況について聴かれたので、「国民年金には加入していない。」旨伝えたと、その職員は、私の加入状況を調べ、申立期間が「未加入期間」であることを知らせてくれた。

また、その職員から、私の申立期間の国民年金保険料について、その場で「一括納付すれば、正規の金額より割引した金額で納付できる。」として、納付を勧められたので、加入手続と同時に所持していたお金から国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。当時の領収書は紛失しているが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、その記載事項から昭和49年6月7日に発行されたことが確認できる上、その手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、当該番号前後の任意加入被保険者に払い出された番号により同年6月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人の国民年金の加入手続はそこに行われ、当該手帳に記載された資格取得年月日（昭和46年*月*日）は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認でき、婚姻届を行った当日に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の供述と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続と同時に割り引かれた保険料をさかのぼって一括納付したとしているが、i) 当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるものの、特例納付を行った形跡がうかがえないこと、ii) A市で

は、申立期間当時、過年度保険料を区役所の窓口で収納していなかったことが確認できること、iii) 同市では、保険料を遡^{そきゅう}及して一括納付した際に割り引くことは行っていなかったとしていることなどから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私は、昭和46年3月にA市内の会社を退職後、B市に転居してから結婚し、婚姻届の提出と同時に国民年金の加入手続をした。保険料は毎月同市の区役所で納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月にA市内の会社を退職後、B市に転居してから結婚(昭和47年6月)し、婚姻届の提出と同時に国民年金の加入手続をした上、同市の区役所において、申立期間の保険料を毎月納付してきたと主張としている。

しかしながら、申立人がB市において加入手続をしたとする国民年金手帳記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録により、昭和51年2月に払い出されたことが確認できることから、申立人の主張する同市における国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

また、申立人は、国民年金加入後は、B市の区役所から送付された納付書によって、区役所で毎月納付したと主張しているが、同市が国民年金保険料の毎月収納を開始した時期は昭和60年4月以降である上、申立人が納付したとする保険料月額は、申立期間当時の保険料月額と大きく相違していることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人は、オンライン記録により、厚生年金保険被保険者資格を喪

失した昭和 46 年 4 月に C 町において国民年金被保険者資格（*）を取得していることが確認できるものの、国民年金保険料は未納と記録されており、申立人は同町において保険料を納付した記憶が無いとしている上、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から28年11月1日まで
昭和27年5月1日にA社B事業所に入社し、29年3月15日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が保管する申立人の人事記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所では、前述の人事記録のほかに当時の資料を保存していないとしている上、当時の事業主及び事務の責任者だった者も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述等を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和20年7月1日以降、28年11月1日に申立人を含む74人が被保険者資格を取得するまでの申立期間を含む期間において、被保険者資格を取得した者が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚14人のうち、19年10月1日に被保険者資格を取得した者及びA社において被保険者資格を取得した者の二人を除く12人も申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できず、このうち事業主を含む10人は申立人と同じ28年11月1日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の人事記録及び回答によると、前述の12人のうち事業主を含む7人は申立期間中に当該事業所に勤務していたことが確認できる上、このうち連絡の取れた同僚は「昭和27年4月に正職員となったが、当時、経

営状態が悪く、給与の遅配等もあり、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録において昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚 4 人に照会したところ、いずれも「申立期間中に当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このことから、当該事業所では、申立期間を含む昭和 20 年 7 月以降に入社した従業員について、経営状況等何らかの事情により、申立期間中に厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推測される。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 16 日から 48 年 4 月 1 日まで
申立期間について、A市B区役所C部のD事業所に臨時職員のE業務作業員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間中にA市B区役所C部においてE業務に従事していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所では、当時の資料が保存されていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない上、「当時、E業務作業員は近隣のF業やC職などを冬期間のアルバイトのような形態で雇用しており、社会保険の加入及び保険料の控除は行っていなかったはずであり、E業務作業員全員を厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和 60 年ごろからであった。」と回答している。

また、オンライン記録において昭和 60 年 12 月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している連絡の取れた 3 人は「昭和 50 年代から毎年度、E業務作業員として従事しているが、昭和 60 年度から厚生年金保険に加入するようになった。」と供述している上、60 年度より前の勤務期間において厚生年金保険料が給与から控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は「当時、当該事業所において 60 人程度がE業務に従事していた。」とするところ、申立人が名前を挙げた当時の事務担当者は、「申立

人を含むE業務作業員全員について、厚生年金保険の加入手続を行った。」と供述しているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは7人であることが確認できる上、このうち連絡の取れた4人のうち3人は事務補助等に従事していたとしており、E業務に従事していたとする者は一人のみであることから、当時、E業務作業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

加えて、前述の被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 3 月まで
② 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月まで
③ 昭和 31 年 4 月から 34 年 1 月まで
④ 昭和 53 年 6 月 21 日から 54 年 12 月 17 日まで
⑤ 昭和 55 年 10 月 4 日から 57 年 11 月 22 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④及び⑤について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらった。

各申立期間について、厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務担当であった者も既に退職しており、確認できる書類も無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態等については、全く不明である。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚6人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった4人は共に「申立期間において申立人

と一緒に勤務していたか否かは記憶に無い。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同社は、オンライン記録によれば、平成18年11月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間にB社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚7人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった6人のうち4人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していたか否かは記憶に無い。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「申立内容について確認できる書類が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態等については、全く不明である。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間にC社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚10人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった7人のうち一人が、「申立期間において、申立人とは作業員として一緒に勤務していたと思う。」と供述しているものの、5人は「申立期間において申立人と一緒に勤務していたか否かは不明。」と供述している上、いずれの同僚からも申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④及び⑤について、雇用保険の被保険者記録、D社が保管する昭和53年から57年までの賃金台帳及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は当該事業所で53年7月から54年11月までの期間、55年8月から56

年6月までの期間及び57年5月から同年8月までの期間について、D社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、事業主に照会したところ、「当社が保管する申立人の昭和53年から57年までの賃金集計台帳によると、申立人は期間雇用のE業務作業員として勤務していたが、申立期間当時、E業務作業員は厚生年金保険を適用していなかったことから、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間にD社において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚13人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった9人のうち3人が、「申立人が勤務していた期間については記憶していないが、一緒に勤務していた。」と供述しているものの、「申立人はE業務などの作業員として勤務しており、当時、作業員については、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、ほかに申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる資料及び供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 6 このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 10 日から 34 年 5 月 8 日まで

昭和 32 年 4 月 10 日に商業協同組合 A 商店会に採用され、36 年 8 月 20 日まで勤務した。厚生年金保険には、採用と同時に加入し、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について、厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間について、給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立期間当時の複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間において商業協同組合 A 商店会に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、商業協同組合 A 商店会は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できるほか、B 商工会議所が、適用事業所の要件を満たさない商店及び企業の従業員を救済することを目的に設置し、商業協同組合 A 商店会が適用事業所となる前に同商店会の従業員が加入していた B 商工会議所 C 共済会も、34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、B 商工会議所 C 共済会及び商業協同組合 A 商店会のいずれにも厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 3 人を抽出し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、二人から回答があったが、

兩人とも「申立期間については、B商工会議所C共済会及び商業協同組合A商店会では厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「商業協同組合A商店会に採用された当時から、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月1日から49年1月31日まで
② 昭和52年6月24日から53年3月5日まで
③ 昭和53年5月1日から54年4月4日まで
④ 平成2年1月10日から同年6月14日まで
⑤ 平成2年7月10日から同年12月15日まで
⑥ 平成3年1月14日から同年6月15日まで

申立期間①から③まではA社に、申立期間④から⑥まではB社にそれぞれ勤務していたところ、いずれも、厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間のそれぞれにおいて、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについては、雇用保険の被保険者記録により、それぞれの申立期間について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成20年5月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の事業内容を承継したC社に照会した結果、同社から「昭和57年以前の資料は廃棄されているため確認することはできないが、申立期間①から③までの当時は、期間雇用者には厚生年金保険を適用していなかったはずである。また、同年以降の資料によって確認したところ、厚生年金保険を適用していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除しているような状況は見受けられなかったことから、申立人についても、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」との回答が得られたところ、雇用保険の被保険

者記録によると、申立人の被保険者種別が確認できる申立期間②及び③は、いずれも短期特例被保険者であることから、申立人が期間雇用者として同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚4人全員について、A社に係る厚生年金保険の加入記録は無い上、このうち二人については既に死亡しており、残る二人は、その所在を特定することができないことから、申立人が申立期間①から③までにおいて、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、国民年金制度が創設された昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間①から③までにおいて、国民年金被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、前述の同僚4人のうち一人についても、申立人と同様の記録となっていること、及び残る3人のうち一人は、申立期間①については、A社とは異なる事業所において厚生年金保険に加入しているほか、申立期間②及び③については、国民年金被保険者として、国民年金保険料を納付していることが、それぞれ確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立期間①から③までにおいて、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

2 申立期間④から⑥までについては、雇用保険の被保険者記録により、申立人がそれぞれの申立期間について、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間④から⑥までにおいては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚4人のいずれについても、その所在を特定することができないことから、申立人が申立期間④から⑥までについて、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、B社において厚生年金保険の加入記録が確認できるのは事業主についてのみであり、しかも、当該事業主は、厚生年金保険の被保険者資格取得日が当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年3月1日であることから、申立期間④から⑥までに係る厚生年金保険の加入記録は無い上、申立人が名前を挙げた同僚4人についても、申立人と同様に、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、国民年金制度が創設された昭和36年4月から63年5月までの期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間を除くすべての期間において、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付し、同年6月以後、申立期間④から⑥までを含む60歳に到達するまでの期間は、国民年金の申請免除期間となっていること、及び事業主についても、申立期間④から⑥までについては、国民年金の保険料納付済期間となっていることを併せて判断すると、申立期間④から⑥までにおいて、申立人のみがB社で厚生年金保険に加入し、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 15 日から 38 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 26 日から 39 年 5 月 19 日まで
④ 昭和 39 年 12 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

平成 20 年に社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの回答であった。私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月28日から49年4月28日まで
② 昭和49年5月1日から同年8月24日まで
③ 昭和49年12月11日から50年8月1日まで
④ 昭和52年8月1日から54年4月24日まで
⑤ 昭和54年4月から同年12月まで
⑥ 昭和55年4月から同年12月まで
⑦ 昭和56年4月から同年12月まで

申立期間①について、A社に昭和47年1月1日から49年4月28日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

申立期間②について、B社に49年5月1日から同年8月24日まで、申立期間③について、C社に同年8月25日から51年12月11日まで、申立期間④について、D社に52年8月1日から54年4月24日までそれぞれ勤務していたので、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間のはずである。

申立期間⑤はE社に、申立期間⑥及び⑦はF社にそれぞれ勤務していたが、両事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険の加入記録も無いとのことである。しかし、両事業所では厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、同日破産宣告を受けているところ、申立期間①以前に同社の取締役であり、かつ、破産宣告当時の代表取締役に

照会したが、「破産整理を受けているため関係資料は不明である。また、当時の事務担当者は既に死亡しているため詳細は確認できない。」と供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての関連資料及び供述は得られなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日から申立期間①直後までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立期間①後も被保険者であった者のうち21人と連絡が取れたところ、そのうち申立人を記憶していた者は3人であったが、そのうちの一人が昭和48年4月11日に被保険者資格を喪失している者は「申立人は自分より早く辞めている。」と供述している上、申立人と同じく47年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上記以外の一人は、「私は昭和45年1月前後に入社したが、申立人は自分より1年ぐらい後に入社した。申立人とは1年か2年ぐらい一緒に働いた。」と供述しており、申立人が申立期間①の全期間について勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

なお、申立人は、申立期間①を含む昭和47年8月25日から49年12月10日までについては別事業所における雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録（資格喪失日は49年12月11日）が確認できる上、申立期間①のうち47年5月1日から同年8月24日についても別事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

2 申立期間②について、B社の業務を承継しているG社の代表取締役等に照会したところ、「申立期間のことは分からない。」と供述するとともに、当時の事務担当者の名前を挙げたが、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると当該事務担当者の記録は確認できず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険資格を取得する1年前から被保険者資格を喪失した直後の期間に被保険者資格を取得した者、及び申立期間②の前後に被保険者資格を取得した者であって、おおむね4か月以上被保険者期間のある者のうち22人と連絡が取れたところ、そのうち申立人を記憶していたのは二人であったが、そのうちの一人が昭和46年10月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「申立人は自分よりしばらく後に入社し、数か月で辞めた。」

と供述している。

加えて、B社の厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間②を含む昭和47年8月25日から49年12月10日までについては別事業所における雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録（資格喪失日は49年12月11日）が確認できる。

- 3 申立期間③及び④について、C社（名称変更後D社）を承継したH社に照会したところ、「当時の資料が無いため分からない。」と回答しており、申立期間③及び④における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により申立人がC社で厚生年金保険被保険者記録を取得する1年前から申立期間④までの間に当該事業所で被保険者記録が確認できる者のうち71人と連絡が取れたところ、そのうち申立人を記憶していた者は9人であったが、いずれの者も申立人の勤務期間を記憶していない。

- 4 申立期間③について、上記3において申立人を記憶していた者9人のうち3人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和49年12月11日である上、これらの者は「同社は昭和49年12月に人員整理のため大量解雇をしている。」と供述していることに加え、上記のうち二人が「解雇後しばらくして再雇用されたがその時に申立人が勤務していたかどうかは分からない。」と供述している。

また、連絡が取れた者のうち申立人を記憶していない62人のうち9人からは、「昭和49年12月に全社的な人員整理を実施しており、同年の夏期以降は積極的に採用を行うことは無かったか、あるいは、考えられない。」との供述が得られた

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間③のうち昭和49年12月から50年7月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が申立期間③において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 申立期間④について、上記3において連絡が取れた者71人のうち二人から「D社は、昭和53年12月に全社において人員整理をした。」との供述が

ある上、そのうちの一人は、「時期は分からないが、申立人が2年ぐらい勤務していたことを記憶している。ただし、昭和53年12月に臨時職員やパート職員も全員解雇しているので、申立人が主張するように52年から54年まで継続して雇用されることはあり得ない。」と供述している。

また、申立人を記憶していた9人のうちの一人は、「申立人は冬場だけ手伝いに来ていた。」と供述し、他の一人は「通年雇用であったかどうか定かでないが、冬場だけの雇用だったかも知れない。」と供述しており、申立人を記憶していない62人のうち6人の者からは冬場だけの勤務形態があった旨の供述が得られたが、当時、当該事業所の事務担当者であった者は、「短期雇用の場合は厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間④のうち昭和53年5月1日から同年11月30日までの期間、申立人はI社において雇用保険の被保険者資格取得期間があることから、当該事業所の業務を承継しているJ社に照会したところ、当時、当該事業所の取締役であった者から、「正確な雇用期間は特定できないが、申立人をK業務担当として雇用していたことは間違いない」との供述を得ている。

加えて、I社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人がI社において雇用保険被保険者となる前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち連絡の取れた二人は、いずれも申立人を記憶していなかったが、そのうち当時、当該事業所の事務部門に在籍していた一人は、「期間雇用者等は雇用保険には全員加入させていたが、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間④を含む昭和52年4月から58年3月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

その上、D社の厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間④に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、また、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 申立期間⑤から⑦までについて、E社及びF社はオンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業登記簿でも該当する事業所が確認できないことから、両事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間⑤から⑦までのうち、昭和54年5月7日から同年12月26日までの期間、55年5月7日から同年12月11日までの期間及び56年5月15日から同年12月24日までの期間は、L社において雇用保険の被保険者資格期間があることから、当該事業所に照会したところ、「申立人の雇用期間は不明であるが、申立人は期間雇用者として雇用されていたと思われる。当時、期間雇用者は「班」単位で働いており、申立人は「M班」に所属して

いた可能性がある。また、期間雇用者は日雇労働者健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人がE社又はF社に勤務していた当時の同僚として名前を挙げた者については、申立人は姓のみしか記憶していないため、個人を特定することができず、申立人の勤務状況等について確認できる関連資料や供述を得られない。

加えて、L社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が当該事業所で雇用保険被保険者となった時期に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者のうち17人と連絡が取れたが、そのうち申立人を記憶していた唯一の同僚は、「申立人は当該事業所で昭和54年から56年までの3年間、毎年5月から12月まで勤務しており、作業所のK業務を担当していたが、どこの作業所であったかは覚えていない。当時、雇用保険は職員全員を加入させていたが、期間雇用者は日雇労働者健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

その上、オンライン記録によると、申立人が申立期間⑤から⑦までを含む昭和52年4月から58年3月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

7 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 37 年 5 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月にA社に採用になり、38 年 5 月の退職まで厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中から継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者は、「当該事業所には、昭和 34 年 10 月から勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日は 37 年 5 月 1 日になっている。」と述べている。

さらに、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者が「厚生年金保険には入社後すぐに加入した。」と述べている一方で、自身の記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が異なる者が存在することを踏まえると、事業主は、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、昭和 37 年 5 月に当該事業所に払い出されたことが確認でき、資格取得日は 37 年 5 月 1 日と記載されている。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月7日から49年4月7日まで

A社では、月に13万円から14万円ぐらいの報酬であったと記憶しているが、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額は低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成11年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の支店長に照会したところ、申立期間に係る申立人の給与額及び標準報酬月額等を確認できる資料を得ることはできないものの、「当該事業所では、不正は一切行っていないので、社会保険事務所の標準報酬月額の記録は正しい。」と述べている。

また、オンライン記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、社会保険事務を担当していた者は、「給与計算や社会保険事務所へ提出する書類の作成は私が行っており、標準報酬月額の届出は、給与の額に基づいて適正に行っていた。」と述べている。

さらに、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額を訂正した形跡も無く、オンライン記録とも一致していることから、申立人に係る標準報酬月額の記録に不自然さはない。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人は、自身が記憶している給与額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録とほぼ一致している上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額は高い金額となって

いることから、申立人の標準報酬月額が不合理である事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1686

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 20 日から同年 4 月 13 日まで
② 昭和 43 年 8 月から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 38 年 2 月 20 日にA社に入社し、B職として 41 年 4 月 20 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和 43 年 8 月から 45 年 7 月までC社にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、当時を知る従業員も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間①において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することもできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった6人のうち5人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しているほか、申立人について記憶があると供述している他の一人も、「申立人が勤務していた期間までは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情はない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における

同保険の被保険者資格取得日は昭和 38 年 4 月 13 日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、C社は平成 20 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務状況や同保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は、厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人に照会したところ、「申立人のことは知っているが、勤務していた期間など、それ以上のことは覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 5 人に照会したところ、回答があった 3 人は、いずれも、「申立人は知っているが、勤務していた期間までは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、前述の被保険者 3 人のうち二人は、いずれも、「当時、C社では試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、厚生年金保険被保険者原票によると、自身が記憶する入社時期からそれぞれ 2 年 9 か月後、2 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、両人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、D職等として採用した者について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えてるのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和 43 年 10 月 1 日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

- 3 両申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月ごろから22年7月ごろまで
② 昭和22年7月ごろから24年8月ごろまで

申立期間①は、A省B局に面接を受けて採用され、C職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D県E局F部に知人の紹介で採用され、C職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業所名簿によると、A省B局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の約12年後の昭和34年8月1日であり、当該期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A省B局を継承するG社D支店に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであるが、A省B局の業務を継承するH支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間においては、共済組合員である正職員以外の臨時職員等については厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があり、申立人の勤務状況を確認することはできず、申立期間①において当該事業所が厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立人は姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年

金保険の適用状況について確認することはできず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、D県E局から提出のあった在職証明書により、申立人が、申立期間②のうち昭和23年3月18日から同年3月31日までの期間はI省J局に、同日から24年6月24日までの期間はK市L局にそれぞれ勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、I省J局及びK市L局が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、D県E局F部が同保険の適用事業所となったのは、申立期間②の約18年後の昭和42年9月1日であり、申立期間②においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、D県E局に照会したところ、「当時、F部等は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同保険料を給与から控除することは無かった。」との回答があり、申立人が当該事業所で厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、個人が特定できた者一人に照会したところ、「申立人とはF部で一緒に勤務していたが、当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、申立人が当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1688 (事案 1074 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

昭和 30 年 6 月に A 社に入社し、途中で社名の変更があったものの 47 年 11 月まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

今回、一緒に勤務していた同僚として、新たに B 氏及び C 氏を思い出した。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業所名簿により、申立期間の大部分は、A 社 (適用事業所名は、D 事業所) 及び E 社 (適用事業所名は、F 社) がいずれも厚生年金保険の適用事業所に該当していない期間であることが確認できること、ii) 商業登記簿謄本により、両事業所が既に解散又は清算結了したことが確認できるとともに、当時の事業主はいずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態等を確認できないこと、iii) 申立人の上司及び同僚が、「昭和 31 年ごろは経営が厳しく、従業員の一部は請負作業員のような勤務形態となった。」と供述しているほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当時の G 職長も昭和 31 年 12 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できること、iv) 同名簿、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人が申立期間中に一緒に勤務したとする同僚一人も、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い期間がある上、当該期間の一部において国民年金に加入するとともにその保険料を納付していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通

知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「当時の同僚として、新たに二人を思い出した。」と主張しているが、このうち一人は既に照会済みであり、「申立人は昭和31年にいったん退社しており、その後は社長の下で請負作業員のような勤務形態で働いていた。」との供述を得ているほか、他の一人は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、その所在も不明であることから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

昭和 43 年 4 月から平成 10 年 3 月まで A 社に継続して勤務していたが、両申立期間については、給与支給額が下がることは無かったにもかかわらず、標準報酬月額が引き下げられている。申立期間①当時は支部の主任として、申立期間②当時は支部長及び営業所長としてそれぞれ勤務していた。

両申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A 社は平成 20 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、A 社を継承する B 社に照会したところ、「当社は A 社が経営破たんした際に、同社の顧客との契約のみを引き継いでおり、同社社員の記録等は引き継いでいない。」と回答しており、申立人の両申立期間における給与の支給状況及び厚生年金保険料の給与からの控除状況を確認できる資料や供述は得られなかった。

2 申立期間①については、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人が同期入社と同僚とする者 6 人のうち一人は、申立人と同様に、昭和 46 年 11 月 1 日に A 社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得した際に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、他の二人は 47 年 8 月の随時改定において、別の一人は同年 10 月の定時決定においてそれぞれ標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿により、昭和 43 年 4 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人

と同期入社であったと考えられる者 17 人のうち二人は、申立人と同様に、46 年 11 月 1 日に A 社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得した際に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、他の 4 人のうち 3 人は 47 年 8 月の随時改定において、別の一人は同年 10 月の定時決定においてそれぞれ標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人が、「申立期間①において給与支給額が下がることは考えられない。」と主張するところ、申立人が同期入社であったとする上述の 6 人のうち一人は、「C 職の者は、管理職（営業所長）になる前は D 手当、残業手当等、実績に応じて変動する手当が支給されており、その増減により給与支給額も増減していた。」と供述しているほか、当該事業所の事業所別被保険者名簿により、申立人と同期入社であったと考えられる上述の 17 人のうち 6 人はいずれも同様の供述を行っている上、このうち一人は、「給与は毎月 2 回支給されており、21 日には一定額の給与が、25 日には業務実績に応じた歩合給が支給されていた。」と供述していることを踏まえると、申立期間①当時、支部の主任であったとする申立人は、D 手当等の増減により、給与支給額も増減することがあったものとするのが妥当である。

- 3 申立期間②については、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人が同期入社の同僚とする上述の 6 人のうち一人は、申立期間②の前年の昭和 51 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、他の一人は、申立期間②の翌年の 53 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿により、申立人と同期入社であったと考えられる上述の 17 人のうち二人は、申立人と同様に、昭和 52 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、他の 3 人は、いずれもその翌年の 53 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人が、「申立期間②においても給与支給額が下がることは考えられない。」と主張するところ、申立人が同期入社であったとする上述の 6 人のうち一人は、「C 職の者で部下を持っている場合でも D 手当は支給されていた。」と供述しているほか、申立人と同期入社であったと考えられる上述の 17 人のうち申立期間②当時は支部長であったとの供述が得られた一人は、「支部長についても、支部の業務成績に応じて増減する手当があった。」と供述しており、申立期間②当時は営業所長であったとの供述が得られた他の一人は、「支部長も C 業務を行っているため、実績によって増減する D 手当があり、この一方で営業所長は管理職であるものの、営業所全体の成績によって給与が増減することがあった。」と供述していることを踏まえると、申立期間②当時、支部長及び営業所長であったとする申立人は、D 手当の増減又は営業所の実績の増減により、給与支給額も増減することがあったもの

と考えるのが妥当である。

- 4 オンライン記録によれば、両申立期間について、申立人の標準報酬月額
の記録が訂正された形跡は無い。

両申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を
確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の
給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。

北海道厚生年金 事案 1690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 11 月 18 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、厚生年金保険の加入が昭和 36 年 7 月 1 日からとなっており、申立期間の加入記録が無い。

当時はC部に所属しており、当該事業所の観楓会等の写真も所持しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していた時に撮影したとする写真及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、現在の事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立期間当時、当該事業所のC部のE業務責任者であった同僚からは、「当時、C部でE業務に従事していた者については出来高払制であった

ため、当初は厚生年金保険に加入させていなかった。ある時、職員から、健康保険証が無いと困るので社会保険に加入できるよう会社と交渉してほしいと頼まれ、この時にE業務に従事していた者も厚生年金保険に加入できるようになったと思う。」との供述があった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和36年7月1日に申立人を含む20人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、このうち申立人を含む13人が申立人と同職種のC部のE業務従事者であったことが確認でき、これは前述のE業務責任者の供述と符合する。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで
② 昭和 27 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 29 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまで

昭和 26 年から 29 年まで、毎年、夏期間に A 町にあった B 社 C 事業所の D 作業所において、期間雇用員として E 作業に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、昭和 28 年の夏期間については加入記録があったが、それ以外の夏期間については、加入記録が無かった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、B 社 C 事業所は昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①、②及び③当時の事業主及び事務担当者であったとされる同僚 4 人は、いずれも死亡していることから、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、当該事業所で同じ業務に従事していた期間雇用員の同僚 13 人の名前を挙げているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち 6 人は、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、残り 7 人は、申立人と同じ昭和 28 年の厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、申立期間①、②及び③における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、上記の同僚 13 人は、いずれも死亡又は所在が不明であることか

ら、申立人の勤務実態等について確認できる供述を得ることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人が当該事業所のD作業所の最初の作業所責任者として名前を挙げた同僚は、「私は、昭和23年4月にB社C事業所へ入社した。当該事業所では、27年5月からD作業所のF事業を始めており、私は同年5月から同年11月までD作業所の最初の作業所責任者として派遣された。申立期間①当時、当該事業所では、D作業所のF事業を開始しておらず、申立人は当該事業所に勤務していない。」と供述している。

また、申立人が上記の責任者の後任として名前を挙げた同僚からも、「私は、昭和26年4月にB社C事業所へ入社し、作業所責任者として、28年6月にD作業所に派遣された。当該事業所がD作業所のF事業を始めたのは27年からであり、申立期間①当時、当該事業所では、D作業所のF事業を開始しておらず、申立人は当該事業所に勤務していない。」との供述があった。

さらに、上記の同僚二人のほか、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚7人から聴取を行ったが、申立期間①において、当該事業所のD作業所においてF事業に従事していたとする同僚は確認できず、これは前述のD作業所の責任者であった同僚二人の供述と符合する。

加えて、申立人は当該事業所における勤務期間について、「昭和26年から29年までのうち、3年程度勤務した記憶がある。」と供述しており、勤務開始時期の記憶があいまいである。

このほか、申立人の申立期間①に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び申立人が当該事業所のD作業所の最初の責任者として名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D作業所の最初の責任者の同僚からは、「当該事業所は、昭和27年5月、D作業所のF事業を始めるに当たり期間雇用の作業員を募集した。期間雇用員は、労働者災害補償保険及び雇用保険には加入させていたが、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。このため、期間雇用員は厚生年金保険料を控除されていなかったと考えられる。」との供述があった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚15人から聴取したところ、このうち同僚二人は、「昭和27年及び28年に当該事業所のD作業所の期間雇用員として勤務していた。」と供述し、申立期間②に当該事業所で勤務していたとしているが、申立期間②の厚生年

金保険の加入記録は確認できず、加入記録が確認できるのは、申立人と同じ昭和 28 年のみとなっており、これは前述の同僚の供述と符合する。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、申立人が当該事業所のD作業所の責任者として名前を挙げた同僚二人は、いずれも「当該事業所のD作業所は、昭和 29 年 4 月まででF事業を終了しており、それ以降は、F事業を行っていない。このため、申立人は、申立期間③に当該事業所で勤務していない。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の当該事業所のD作業所の責任者二人が期間雇用員のまとめ役であったとして名前を挙げ、申立人も名前を挙げている同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が、昭和 28 年 6 月 1 日から 29 年 4 月 18 日までとなっている上、この同僚の同名簿の資格喪失日欄には「事業休止」と付記されていることが確認でき、これは前述の当該事業所D作業所の責任者であった同僚二人の供述と符合する。

さらに、申立人は当該事業所における勤務期間について、「昭和 26 年から 29 年までのうち、3年程度勤務した記憶がある。」と供述しており、退職時期の記憶があいまいである。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 すべての申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から26年2月6日まで
15歳から18歳まで、A社B事業所でC作業場での業務補助や雑用に従事していたが、年金記録では一般の作業員とされている。
当該事業所に勤務していた時は、D作業中の事故で労災認定を受けたことがあるなど、C作業員であったことは間違いないので、厚生年金保険被保険者の種別を第1種から第3種に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者18人（申立人を含む。）のうち、男子の被保険者14人（第1種被保険者5人、第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更した者二人、第3種被保険者7人）について、申立期間における標準報酬月額推移を見ると、全員が被保険者資格取得時は600円であったものの、i) 23年8月以降、申立人の標準報酬月額は2,100円から8,000円で推移し、この推移は申立人と年齢に近い他の第1種被保険者3人の標準報酬月額推移と同傾向であること、ii) 申立人の24年1月及び同年5月の時点での標準報酬月額はそれぞれ3,900円及び5,000円であるのに対し、23年8月又は同年9月に第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更した二人の第3種被保険者であった同時期における標準報酬月額は、24年1月が共に6,600円、同年5月が6,000円又は7,000円であり、申立人の標準報酬月額とは差があることが確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿から、所在が確認できた同僚11人（第1種被保険者6人、第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更した者二人、及び第3種被保険者3人）に対し、申立人の申立期間における勤務状況等につ

いて照会したところ、8人から回答があったが、申立人が第3種被保険者であったことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、労働基準法（昭和22年法律第49号）第63条（同法制定当時は第64条）の規定により、満18歳未満の者はC作業が禁止されているところ、i) 申立期間における申立人の年齢は15歳*か月から18歳*か月であり、申立期間の大半は18歳未満であったこと、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿から、昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者18人（申立人を含む。）の中で、満18歳未満の者が第3種被保険者資格を取得した記録は無いこと、iii) 回答があった8人の同僚のうち、申立人と同じ7年生まれで第1種被保険者であった者は「自分は、C作業場で補助的な作業に従事していたが、C作業員ではない。昭和22年3月に採用されたが、年齢からみてC作業員に採用されることは無かった。」と供述していること、iv) 回答があった8人の同僚のうち、4年4月生まれで23年8月1日に第3種被保険者資格を取得した者は「申立人の年齢ではC作業員になれない。C作業員としては、自分が一番若かった。また、申立人は、C作業場に入っていたこともあったとは思いますが、補助業務や雑用業務を行う者をC作業員とは言わない。」と供述していることから判断すると、申立人が第3種被保険者として、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、当該事業所では、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について、現存する資料は無く、確認することができないと回答していることから、申立人が第3種被保険者であったか否かを確認することができない。

その上、申立人に申立期間において第3種被保険者として厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から41年10月31日まで
申立期間はA社に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思う。
加入記録が無いので、加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A社は平成9年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が、当該事業所において社会保険関係の事務を担当していたとする者（商業登記簿謄本から、同人は昭和47年8月30日の時点で当該事業所の取締役であったことが確認できる。）は、「申立人のことは記憶に無く、申立期間当時の書類も無いため、申立人の勤務状況等については分からない。」と供述している。

さらに、申立人は上記の者以外の同僚の記憶は無く、オンライン記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚8人のうち、所在が確認できた6人は、全員「申立人の記憶は無い。」と供述している上、申立人が文書により「健康保険料は控除されておらず、厚生年金保険料のみ控除されていた。」と回答していることについて、6人中二人及び前述の取締役であったことが確認できる者一人の合計3人は「厚生年金保険と健康保険は同時に加入することになっており、厚生年金保険のみ加入するようなことは無かった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所において申立人が厚生年金保険被保険者資格のみ取得したとは考え難い。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、B共済組合C支部から提出のあった申立人の夫に係る組合員原票から、申立人は、申立期間においてその夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険（現在は厚生年金保険）被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 大正 11 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 16 年 6 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで
申立期間は、A社B事業所C出張所でD作業員として勤務していたので、労働者年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事業所C出張所においてD作業員として勤務していたと申し立てているが、労働者年金保険制度が開始され、給与から同保険料の控除が開始されたのは昭和 17 年 6 月 1 日からであることから、申立期間のうち 16 年 6 月 1 日から 17 年 6 月 1 日までの期間については、労働者年金保険の被保険者として認めることはできない。

また、当該事業所は、昭和 45 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本も見当たらないことから、申立人の申立期間当時における勤務状況等を確認することができない。

さらに、申立人に同僚の記憶が無く、唯一記憶している申立期間当時のE職長についても名字だけの記憶であることから、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から同人を特定することができないため、申立人の申立期間当時における勤務状況等について確認することができない。

加えて、当該事業所が労働者年金保険の適用事業所となった昭和 17 年 1 月 1 日における健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者は約 2,600 人確認できるが、生年月日が判明している者の大半は高齢であり、申立人が勤務したとするC出張所に勤務していた者も特定できないものの、申立人と年齢に近い第3種被保険者約 100 人を抽出し、所在が判明した 5 人から

申立人の申立期間当時における勤務状況等について照会したところ、3人から回答があったが、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

その上、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、昭和17年1月1日から18年5月1日までの期間において、申立人の名前は無く、労働者年金保険記号番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月ごろから 31 年 9 月ごろまで
② 昭和 31 年 10 月ごろから 37 年 6 月ごろまで

申立期間①については、A社が経営していたB事業所で、申立期間②については、C駅前にあったD社で、それぞれE主任及び責任者として勤務していたが、オンライン記録では両期間とも厚生年金保険被保険者としての加入記録が無いので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと申し立てているB事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、商業登記簿でも法人登記が見当たらない。

また、申立人が当該事業所を経営していたと供述しているA社は、オンライン記録から、F市G区に所在し、昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったH社であることが推察できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、後に事業主となった者は「当社がBという名称の事業所を経営していたことは無い。」と供述している上、商業登記簿においても目的欄に「I業及びこれに付帯する一切の業務」とのみ記載されていることから、H社が申立人の供述しているB事業所の経営母体であったか否かは明らかでない。

なお、H社に係るオンライン記録から、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることが確認できるため、申立人の申立期間①における勤務状況等については確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚3人は、H社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿に被保険者資格を取得していた記録は無く、オンライン記録においても個人を特定することができない上、H社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者についても、前述の昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者を除き、全員、所在が確認できないため、申立人の申立期間①における勤務状況等について確認することができない。

加えて、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、J同業組合等を通じて紹介があった、申立期間①当時のF市K地区の状況を熟知している「L協会」の元会長に対し、B事業所及びH社について確認したところ、「申立人が述べている場所に事業所は所在していたと思うが、名称の記憶は無い。また、H社についても分からない。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと申し立てているD社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、当該事業所がC駅前に所在していたと供述しているが、C市及びC商工会議所のいずれも、「申立期間②当時において、C市内に当該事業所が所在していたか否か不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の記憶が無いため、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができない上、申立人が「申立期間②当時、M社（後のN社O事業所）に勤務していた社員にお世話になった。」として名前を記憶している当該顧客についても、オンライン記録により該当する被保険者を特定することができないことから、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができない。

3 申立人が、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。